

# 国内及び国際的な議論の動向

平成31年3月  
平 成 3 1 年 3 月  
事 務 局

## 厚生労働省「AIを用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」

### AIを用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と 医師法第17条の規定との関係について

資料4

#### 現状

- 人工知能(AI)を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムを利用して診療を行うことについては、
  - ・ AIは診療プロセスの中で医師主体判断のサブステップにおいて、その効率を上げて情報を提示する支援ツールに過ぎない
  - ・ 判断の主体は少なくとも当面は医師である等と整理された<sup>※</sup>。

#### 対応

- 人工知能(AI)を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、
  - ・ 診断、治療等を行う主体は医師である
  - ・ 医師はその最終的な判断の責任を負う
  - ・ 当該診療は医師法第17条の医業として行われるものである旨、明確化し、周知を行った。

※ 平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「AI等のICTを用いた診療支援に関する研究」(研究代表者:横山和明東京大学医科学研究所附属病院血液腫瘍内科助教)におけるAI等のICTを用いた診療支援に関する調査等を踏まえた整理

(参考)

○ 医師法(昭和23年法律第201号)  
第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

※ 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(平成17年医政発0726005号医政局長通知)(抜粋)  
ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を反復継続する意思をもって行うこと

## ユネスコ Global Conference - Principles for AI【2019年 3月4日】

### ○ 会合の概要

(1) 開催日： 平成31年3月4日

(2) 場所： 仏パリ ユネスコ本部

(3) 会議の目的：

- 人工知能（A I）が有する機会と課題、特に透明性とアカウントビリティに関する意識を向上させ、検討を促す。
- SDGsに関連してA Iが有する潜在的な力について議論する。
- 特に教育、科学、文化及びコミュニケーション・情報の分野において、ジェンダー平等とアフリカに焦点を当てつつ、A Iとその適用に関する潜在的利益と課題について、世界を代表する関係者（加盟国、国際機関、民間企業、市民社会、メディア、アカデミア等）の間における議論を促進する。
- A Iの普遍的側面、倫理的側面及びA Iの活用について「人間中心」の発展を確保する方策について焦点を当てて議論する。

(4) 日本からの出席者：

鈴木憲和 外務大臣政務官

閣僚級ラウンドテーブル

須藤 修 東京大学教授（本推進会議議長）

セッション3：「人間中心かつ倫理的なA Iに向けて」

江村克己 NEC執行役員常務兼CTO（本検討会構成員）

セッション2：「A Iの普遍性とは」

### ○ ユネスコがリードする理由

- ユネスコは、A Iの倫理的・社会的影響を扱い、「人間中心（human-centered）」のA Iの発展を促進するにあたり、国連システムの中で最も適切な機関である（A Iの倫理について規範的文書の作成を目指し、4月の執行委員会及びその後の総会に諮りたいとの考え。）
- ユネスコは、技術的支援及びキャパシティビルディングを提供することで、加盟国がA Iによる技術革新に適応し、イノベーションや知識へのアクセス向上を支援できる（特に「A Iデバイド」に対応すべく、途上国のデータへのアクセス向上や技術革新へのキャッチアップ支援を重視。）